

令和2年5月26日

## ミシガン州における非常事態宣言，及び，自宅待機命令の延長

● ミシガン州で発出されている非常事態宣言は6月19日まで，自宅待機命令は6月12日まで，それぞれ有効期限が延長となりました。

1 5月22日，ホイットマー・ミシガン州知事は，現在発出されている非常事態宣言，及び，自宅待機命令の有効期限を延長する州知事命令に署名しました。あらたな有効期限は，非常事態宣言は6月19日まで，自宅待機命令は6月12日までとなっています。

他方で，ミシガン州では，5月21日に発出された更なる経済再開に関する州知事命令により，人との間隔を十分に保つことを条件に，10人以下での人の集まり、及び，以下の経済活動も認められています。詳細については，以下のリンクでご確認ください。

5月26日以降：小売業及び自動車展示場の予約制での営業

5月29日以降：医科，歯科，獣医科の診療制限の解除

Temporary requirement to suspend certain activities that are not necessary to sustain or protect life

(下記リンクから，News→Executive Orders→Executive Orders 2020-96(COVID-19)(May21,2020)を選択すると確認できます)

<https://www.michigan.gov/whitmer/>

Amending certain preciously issued executive orders to clarify their duration

(下記リンクから，News→Executive Orders→Executive Orders 2020-100(COVID-19)(May22,2020)を選択すると確認できます)

<https://www.michigan.gov/whitmer/>

Declaration of state of emergency and state of disaster related to COVID-19 pandemic

(下記リンクから，News→Executive Orders→Executive Orders 2020-99(COVID-19)-Declaration of State of Emergency (May22,2020)を選択すると確認できます)

<https://www.michigan.gov/whitmer/>

2 オハイオ州で，5月20日に発出された緊急衛生勧告(Ohioans Protecting Ohioans)については，明確な有効期限は設けられていません。

他方で，4月30日に発表されたStay Safe Ohio Orderについては，内容の一部を修正し，引き続き5月29日まで有効であると発表されています。従来同様，人との間隔

を十分に保つことや、11人以上で集まらないこと等は制限されたままとなっています。詳細は、以下のリンクにてご確認ください。

Director's Order that Rescinds and Modifies Portions of the Stay Safe Ohio Order

<https://coronavirus.ohio.gov/static/publicorders/Stay-Safe-Partial-Rescission.pdf>

Ohioans Protecting Ohioans

<https://coronavirus.ohio.gov/static/publicorders/Urgent-Health-Advisory.pdf>

3 ミシガン州及びオハイオ州の感染者数・死亡者数（州政府発表：5月26日午後3時現在、括弧内は前日比）

（1）ミシガン州：感染者数 55,104（+223），死者数 5,266（+26）

（2）オハイオ州：感染者数 33,006（+529），死者数 2,002（+15）

なお、ミシガン州、オハイオ州の日計、累計のグラフは、当館ホームページ上で毎日更新しております。

当館ホームページトップ（新型コロナウイルス感染者数推移情報）

[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

新型コロナウイルス最新情報（領事メール、医療情報など）

[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00005.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00005.html)

4 在留邦人の皆様におかれましては、それぞれの地元政府等が発出する情報をご確認頂き、引き続き、最新情報の把握に努めていただけるようお願いいたします。

体調不良となった場合は、まずは最寄りの医療機関等に相談し、その指示に従ってください。万一、新型コロナウイルスへの感染や疑いが判明した場合には、当館へのご連絡もお願いいたします。

**【在デトロイト日本国総領事館】**

住所：400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話：(313) 567-0120（代表）

メールアドレス：[seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp](mailto:seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp)

参考

（連邦政府）

©CDC

HP：<https://www.CDC.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

Twitter：<https://twitter.com/CDCgov>

（州政府）

©ミシガン州

HP : <https://www.michigan.gov/coronavirus/>

Twitter (健康保健省) : <https://twitter.com/michiganhhs>

Twitter (州知事) : <https://twitter.com/GovWhitmer>

©オハイオ州

HP : <https://odh.ohio.gov/wps/portal/gov/odh/know-our-programs/Novel-Coronavirus/2019-nCoV>

Twitter (健康保健省) : <https://twitter.com/ohdeptofhealth>

Twitter (州知事) : <https://twitter.com/GovMikeDeWine>

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

[seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp](mailto:seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp)

※2. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

[http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※3. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>